

大切な **税** のお知らせ

問 三戸町役場 税務課 管理徴収班 ☎ 20-1118

町税の口座振替をご利用の皆さんへ

省資源化の推進および経費削減のため、町税口座振替済通知書の送付を廃止しております。

●口座振替の確認について

各税の納期限日に自動引き落としされていますので、預貯金通帳にてご確認ください。残高不足などにより引き落としできなかった場合は、「口座振替不能通知書」が届きますので、同封の納付書でお納めください。

●軽自動車税の口座振替について

軽自動車税につきましては、車検（継続検査）に必要な納税証明書を、6月に郵送します。

●確定申告で国民健康保険税額を記入する場合

通帳を確認して、令和3年1月から12月の国民健康保険税の納税額を社会保険料控除額として記入してください。昨年中の国保税納付額が不明な際は、税務課までご連絡ください。ご自宅へ「納付確認書」（昨年中の国保税納税額がわかる書類）を無料で郵送します。納税者ご本人が税務課窓口で申請し、受け取ることもできます。（※申請時に印鑑のほか、運転免許証または保険証など本人確認できるものが必要）

便利な振替納税をしましょう

町税は通帳からの自動引落とし（口座振替）ができます。希望する人は、三戸町役場税務課または各金融機関窓口へお問い合わせください。

●手続きに必要な物 通帳、お届けの印鑑

納税相談・収納業務の時間延長

- 日時 2月25日(金)・28日(月) 17時～19時
- 場所 三戸町役場 1階 税務課

2月28日(月)は、国民健康保険税8期の納期限です。
納期内の納付にご協力ください。

- ・納期限を過ぎると、法令に基づき督促手数料や延滞金が課せられる場合があります。まだ納付していない税金がありましたら、お早めに納付してください。
- ・税金を未納のままにしておくと、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難なときは、納税の猶予などの制度がありますので、お早めにご相談ください。



日本各地の仕事人が教える

得意事・興味関心事の生かし方や 情報収集・発信の手法について学ぼう！

【講座】地域暮らしの価値を捉えなおす、町の魅力のを見つけ方（事前予約制）

ローカルで楽しく生きる方法のひとつとして、百姓的（多角的）に働き暮らすということがあります。地域の価値を捉えながら、興味関心やスキルを複数生かして活動するにはどんな方法があるか、情報収集の手段と方法を学ぶ講座です。

- 日 時 3月2日(水) 19時～20時30分
- 持ち物 スマートフォンまたはパソコン
- 場 所 コワーキングスペース SANNOHE
- 参加条件 情報発信に関心のある人

【トークセッション】ヨソモノ目線で捉えた三戸町の魅力や発見（事前予約制）

リモートワーカーたちによる、滞在を経て見つけた三戸町の魅力や、この地ならではの情報発信などについて話し合うトークセッションです。ゲストは、ヒラヤマヤスコさんや家富万里さんなどを予定しています。

- 日 時 3月5日(土) 17時～19時（その後、懇親会予定）
- 場 所 決まり次第、お知らせします（役場周辺を予定）

- ※ 本講座、トークセッションは、青森県の移住施策のひとつである「青森県リモートワーカー等移住モデル構築事業委託業務」の委託を受け、実施するものです。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、変更または中止となる場合がありますので、ご了承ください。



▲講座・トークセッションのお申込みは、こちらから

【問合せ先】(株) コー・ワークス Eメール: jun.igarashi@co-works.co.jp